訴　　状

平成○○年○○月○○日

○○簡易裁判所　御中

　　　　　　　　　　　　　原告　　○○　○○【親】　印

原告　　○○　○○【子】

上記法定代理人親権者　○○　○○　印

上記法定代理人親権者　○○　○○　印

〒○○○－○○○○　○○○○○○○○○○○○○○○○

　　　　　原　　　告　　　　　　　○　○　　○　○【親】

〒○○○－○○○○　○○○○○○○○○○○○○○○○

原　　　告　　　　　　　○　○　　○　○【子】

　上記法定代理人　親権者　　　　　○　○　　○　○

　　　　同　　　　親権者　　　　　○　○　　○　○

電話　○○－○○○○－○○○○

FAX　○○－○○○○－○○○○

〒７００－８６８６　岡山県岡山市北区南方三丁目７番１７号

被　　　告　　　　　　　株式会社 ベネッセコーポレーション

上記代表者代表取締役　　原　田　　永　幸

〒７００－００３４　岡山県岡山市北区高柳東町１０番１号

　　　　　被　　　告　　　　　　　株式会社シンフォーム

　　　　　上記代表者代表取締役　　田　中　　隆　章

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 １３０，０００円

貼用印紙額　　　 　２，０００円

請求の趣旨

１　被告らは，連帯して，原告○○○○【親】に対し，金３０，０００円及びこれに対する訴状送達の翌日から完済まで，年５％の割合による金員を支払え。

２　被告らは，連帯して，原告○○○○【子】に対し，金１００，０００円及びこれに対する訴状送達の翌日から完済まで，年５％の割合による金員を支払え

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

請求の原因

第１　当事者

原告○○○○【親】は，一般消費者である。○○○○【子】は，原告○○○○【親】の子であり，当年○歳である。

被告株式会社ベネッセコーポレーション（以下「ベネッセ」という。）は，通信教育，模擬試験や雑誌等の発行・通販事業を行う株式会社である。被告株式会社シンフォーム（以下「シンフォーム」という。）は，ベネッセのシステム開発・運用を行っている同社のグループ会社である。

第２　事実経緯

１　ベネッセによる個人情報等の取得

　　　原告○○○○【親】は，ベビー用品の通信販売のために，ベネッセに対し，自ら及び原告○○○○【子】の法定代理人として，次の個人情報を提供した（以下，総称して「本件個人情報等」という。）。

原告○○○○【親】の情報　　氏名・性別・生年月日

原告○○○○【子】の情報　　氏名・性別・生年月日・続柄【子】

両名共通の情報　　　　　郵便番号・住所・電話番号

２　ベネッセ・シンフォームによる個人情報等の流出

　（１）ベネッセが収集した個人情報の管理状況

　　　　ベネッセは，自らが取得した顧客やそれ以外も含めた者の個人情報のデータベース（以下「本件データベース」という。本件個人情報等が含まれる。）について，運用や保守管理をシンフォームに委託していた。さらにシンフォームは複数の外部業者に分散して再委託していた。

　（２）再委託先の従業員松崎による個人情報の不正取得及び販売

平成２５年夏頃から平成２６年６月頃まで，シンフォームの業務委託先の社員であった訴外松崎正臣（以下「松崎」という。）は，シンフォームにおいて，本件データベース内に保管されていた個人情報（本件個人情報等も含む）を抽出の上，シンフォーム貸与，松崎使用に係るクライアントコンピュータ（以下「クライアントPC」という。）に保存し，同情報を，USB ケーブルを用いて松崎所有のスマートフォンに転送し，その内蔵メモリに保存する等の態様により不正に取得した。松崎は，不正に取得した個人情報（本件個人情報等も含む）の全部又は一部を，名簿業者３社に対して，それぞれ売却した。上記，個人情報取得及び売却はデータの更新等に併せて約１年間反復継続して行われ，売却された顧客情報は，少なくとものべ約２億１６３９万件，さらに同一人物と見られる情報を名寄せし，重複を解消しても個人情報としては約４８５８万人分にのぼる。名簿業者は，さらに名簿業者やDM（ダイレクトメール）を送る企業に転売を繰り返し，本件個人情報等を含めた本データベース内の個人情報等は，名簿業者であるパン・ワールドや文献社などだけでなく，通信教育事業を手掛けるジャストシステムなど既に数十社に拡散した。

　（３）個人情報の流出原因

松崎が本来取得し得ない個人情報を取得し得た原因は，次のとおり，シンフォームによる個人情報の安全管理の不徹底である。（ベネッセの公表した「個人情報漏えい事故調査委員会による調査結果のお知らせ」から引用している。）

①　アラートシステムの設定ミス

シンフォームが採用していた安全管理措置の一つとして，次のアラート（警報）システムがある。同社の業務を行う担当者が使用するクライアントPCから個人情報が記録保管されているサーバへのアクセスは，自動的にアクセスログ及び通信ログが記録されるように設定されており，クライアントPCとサーバとの間の通信量が一定の閾値を超えた場合，データベースの管理者であるシンフォームの各担当部門の部長に対して，メールでアラートが送信される。

ところが，松崎による上記行為が行われた当時，クライアントPCと本件データベースとの通信を本件アラートシステムの対象として設定する措置が講じられていなかった。

②　書き出し制御の不徹底

シンフォームの業務担当者は，使用許可を得た場合でない限り，クライアントPCを含む社内PC内のデータを外部メディアへ書き出すことを禁止されており，運用上も当該行為を制御するシステムが採用されていた。しかしながらシンフォームは当該システムをバージョンアップさせる際，特定の新機種のスマートフォンを含む一部の外部メディアへの書出しが制御できない状態になっていた，それを見逃した。

　３　平成２６年６月２７日以降，ベネッセは，「ベネッセだけに登録した情報でDMが届いている」などの顧客からの問い合わせが急増したことから，ベネッセの顧客の情報が社外に漏えいしている可能性を認識し，同年７月９日に公表した。

　　　なお，現在までベネッセは，直接の流出（売却）先３社及び数十社に及ぶ流出先業者について，警察や顧客等から情報を得ているにも拘わらず，ベネッセが利用停止の働きかけを行っていると公表するだけで，流出の被害者からの業者名の開示要求に応じない。

第３　不法行為の成立

　１　松崎の不法行為（民法７０９条）

　　　本件個人情報等は，原告らがベビー用品の通信販売に供する目的で，情報を提供したものであり，名簿業者への販売を許諾していない。したがって松崎の上記行為は原告らのプライバシーの権利を侵害するものである。松崎はそれを知りながら金銭を得るために故意で上記行為を敢行しているので，松崎の行為は不法行為に該当する。

　２　被告らの不法行為

　（１）ベネッセの不法行為（民法７０９条）

　　　ベネッセは顧客等から収集した個人情報（本件個人情報等も含む）の漏えい，滅失又はき損を防止し，これを安全に管理するために必要かつ適切な措置を講じる義務を負っており（個人情報の保護に関する法律２０条），また，従業員の適切な監督や個人情報の管理を第三者に委託する場合には当該受託者にも同様の安全管理措置を講じさせた上でこれを遵守させる義務を負っていた（同法２１条，２２条）。

しかし，前記義務があるのにもかかわらず同社はこれを怠り，シンフォームによる上記の安全管理不徹底を看過し，ずさんな管理状況を漫然と放置したことより，再委託先の従業員である松崎をして上記のとおり１年にもわたり大量の個人情報（本件個人情報も含む）を流出させ，原告を含む多くの顧客等のプライバシー侵害を放置し又は助長させているので，ベネッセの行為は不法行為となる。

　（２）シンフォームの不法行為（民法７０９条，同法７１５条）

　　　　シンフォームはベネッセの１００%子会社かつ個人情報の管理受託会社として，ベネッセから管理を受託した個人情報（本件個人情報等も含む）の漏えい，滅失又はき損を防止し，これを安全に管理するために必要かつ適切な措置を講じる義務を負っており，また，個人情報の管理を第三者に委託する場合には当該受託者にも同様の安全管理義務を講じさせ，これを遵守させる義務を負っていた。

しかし，前記義務があるのにもかかわらず同社はこれを怠り，上記の安全管理不徹底によるずさんな管理状況を漫然と放置したことにより，（再）委託先の従業員である松崎をして１年にもわたり大量の個人情報（本件個人情報も含む）を流出させ，原告を含む多くの顧客等のプライバシー侵害を放置し又は助長させているので，シンフォームの行為は不法行為となる。

　　　　なお，松崎はシンフォームの（再）委託先の従業員であるが，個人情報の管理はシンフォームの事業であって，松崎は当該事業を遂行するに当たり上記不法行為を敢行したので，松崎の行為は「事業の執行について」にあたり，シンフォームは民法７１５条１項の使用者責任も負う。

　３　被告らの共同不法行為（民法７１９条）

　　　シンフォームはベネッセの個人情報の管理を受託していたのだから，両者は原告らを含む個人情報の情報主体に対し，共同で安全管理措置を徹底する義務を有していたことから，両者の上記不法行為は共同不法行為となる（民法７１９条１項）。

なお，個人情報の保護に関する法律において，利用の停止又は消去を求める権利は，その個人情報の本人でなければならず（同法２７条），ベネッセには何らの法的な権利がなく，把握している直接の流出（売却）先３社及び数十社に及ぶ流出先業者について流出の被害者（本人）からの業者名の開示要求に応じないことで，本人による流出した個人情報の利用の停止又は消去を妨げており（一部任意に削除に応じている業者もあるようではあるが本当に削除されているかは確認できない），これ自体も損害を拡大させている。

第４　損害

　１　原告○○○○【親】について

　　　原告○○○○【親】のプライバシーに属する本件個人情報等につき名簿業者等の数十社に拡散され，それによって不特定の者にいつ購入されていかなる目的でそれが利用されるか分からないという不安感・不快感を原告○○○○【親】に生じさせ，これによって３万円相当の精神的苦痛を受けたので，これが損害となる。

なお，京都地裁平成１３年２月２３日判決では住民基本台帳のデータの売却に被った精神的苦痛の慰謝料として少なくとも１万円であると認定したが（大阪高裁平成１３年１２月２５日判決で控訴棄却，最高裁平成１４年７月１１日第一小法廷決定で上告不受理），この事件では，わずか４社へ流出し（しかも１社は廃棄等の要請だけだが残り３社は光磁気ディスク等を回収している）かつ販売を勧誘する広告が掲載されたにとどまり，本件のように実際にDMが送られるなどの具体的な被害が発生し，数十社に拡散し，回収・個人情報の抹消が不可能な事案（しかもベネッセが業者名等を明らかにしないので自ら抹消請求や確認もできない）とは精神的苦痛の度合いによって大幅に異なり，成人については，少なくとも３万円とするのが適当である。

　２　原告○○○○【子】について

　　　原告○○○○【子】については，まだ○歳であって，上記不安感・不快感がこれから一生つきまとい，学校の入学・卒業・受験など多くの場面で業者に利用されるだけでなく（そのため市場では子供の個人情報は高値で取引されている），その幼さから犯罪の利用も警戒しなければならず，その不安感による精神的苦痛は大人の比ではなく，これによって１０万円相当の精神的苦痛を受けたので，これが損害となる。

第５　結語

　　　よって，原告らは被告らに対し，不法行為による損害賠償請求として，請求の趣旨記載の判決を求める。

１　訴状副本　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２通

２　戸籍事項全部証明書謄本　　　　　　　　　　　　　　　　　１通

３　資格証明書　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　２通